国造とそのクニについて(再論

篠川賢氏のご批判にお答えする-

はじめに

いたものである。拙い小論をおもいがけず仔細にご検討頂いたことをた 論文」とよぶ)をお送りいただいた。このご論考は、私が平成十四年に書 勝氏の所論にふれて―」(『日本常民文化紀要』第二十五輯所載、以下「篠川 まったことを先ずお詫びしなければならない。 いへん光栄に思いながらも、直ちにお答えできないまま数年を費してし ─」(『立命館文学』第五七○号所載、以下「小論」という)についてご批評頂 いた拙論「国造とそのクニについて―津田左右吉の改新研究に学ぶ (二) さる平成十七年に篠川賢氏から、ご論考「国造の国(クニ)再考―神崎

ぎの三点にあると考える。 さて、篠川氏の論点は多岐にわたるものであったが、主要な課題はつ

がって領域支配をなしていたとされる点 とみる小論の理解に対して、国造のクニは互いに隣接して存在し、した したがって国造制における支配は領域支配ではなく拠点支配であった、 [1] 評制施行以前の国造のクニ(国)について、クニは朝廷領を指し、 (篠川論文 七三頁)。

に対して、クニという地域区分の内部がコホリと言う人間集団に分割さ 同意見であるが、国(クニ)と評(コホリ)は併存するという小論の理解 [2]評制施行後も国造制が存続したという点については私も篠川氏と

国造とそのクニについて(再論)

れていたとされる点(同上)。

神

崎

勝

ころについても述べておきたい。 造のクニを朝廷の直轄領と解する場合に「アガタ・ミヤケ、あるいはコ 摘は、とくに重要と思われるので、小論にいう「朝廷領」の意味すると ホリなどとはどこが異なる直轄領なのか」(篠川論文 六四頁)というご指 [3] その他にも小論について多くの問題点をご指摘いただいたが、国

1 国造のクニと令制国との関係

含まれていたとしても大勢はかわらないであろう。
。
なてみよう(新野一九六五、同一九七四)。この中にいわゆる「新国造」が 併せたものが国土の全体ということになる。しかし例えば大和において、 である。そこで試みに、新野直吉氏が作成された令制国ごとの国造数を は考えられない。事情は山城(山背国造)や河内(凡河内国造)でも同様 倭国造・葛城国造・闘鶏国造の三国造が大和全域を領域支配していたと そう考えた場合には、一般に理解されているように、国造のクニグニを まず第一点の、 国造のクニが互いに隣接していたとされる点である。

<u>一</u>国 一国造=二十七例

讃岐 上野・ 山城・ ・飛騨・ 河内・ 日向 ・甲斐・ 丹波 大隅 伊豆・ 因幡 薩摩 伯耆 尾張・伊勢・ ・出雲・石見・隠岐・安芸・淡路 伊賀 志摩・ 佐渡 越中

<u></u>国 十五例

紀伊 阿波 安房 武蔵・ 土佐 相模 豊前 駿河・ 河 能登 越前 但馬 備後 長門

(一 国 二国造二九例

近江・下総 遠江 ・越後・ 加賀・大和 ・播磨 備前 豊後

(一国四国造=五例) 美濃・備中 周防 肥前 肥後

|五国造 伊予 (一国六国造) 上総

国七国造

常陸

国十国造)

奥

新任国造があらわれてきた結果、「一国多国造」のかたちをとるように を称する家が増えて新たな国造名がつくられ、さらに奈良時代以降にも みるべきではあるまいか。 なったとみられる。 これによると、 国造制はもともと その後、 分氏や国造分番制などの結果、 三国一 国造」を原則としていたと 国造

氏」とされ 名国造については重複記載という見方もあるが、 た(小論三二頁)。 无邪志・胸刺、 国一 たとえば山城・武蔵・加賀には、 さらにまた播磨および吉備 国造 玉 (篠川一九九六、四二一頁)、小論では令制下の新任国造と考え 国造」と考えてよいであろう であった可能性がたかい 賀我・加宜という、 しかしいずれの見方に立つにしても山城・武蔵につい (備前・備中) 同名異字の国造がみえる。 『国造本紀』にそれぞれ山 (加賀にはほかに江沼国造があ Ŕ 篠川氏はこれを「 以下に述べるように 城・ これら同 山 国造 背

備前 備中には七国造があって、 上道 心・三野 加夜・下道

祭

た備前 備国造_ 輪番 それら吉備系諸氏族が古く「吉備臣」と総称されていた点や、 を指すとみてよいのではあるまいか。 紀分注) の名が天武十一年まで残る点からみると、輪番で吉備国造職を継いで 比較的新しい史料にしか見えない。しかし吉備系諸氏族の間で国造職が 裔という。 臣 の五国造は同族系譜で結ばれており、 (交替) ・備中の国造らがそれぞれに国造家を名乗る以前に、 のごとき呼称は、 と呼ばれた可能性がある。 一方それらとはべつに「吉備国造」の名が知られているが 制によって継承されていたことは広く認められており、 つぎの播磨国造の場合と同様に、 たとえば 大伯 「国造吉備臣 中県の二国造は神魂命 Ш 「吉備国造 総じて「吉 「吉備国

61 域に拠点を有し、国造家としては播磨直・佐伯直・山直三氏が国造磨鴨二国造は市川水系の神前・飾磨郡域とその東へひろがる賀毛郡 考えられているが、 奉じていたとみられている。 播磨国には播磨・ じつは播磨鴨国造の名は 播磨鴨・明石三国造が知られる。 一般には山直氏が播磨鴨国造家にあたると 『国造本紀』 そのうち にしかみえな 一氏が国造職を 播磨

こにいう くクニの名を冠して「出雲国造」「因幡国造」などと呼んでいるから、こ のである。 土記」は、 条にみえる「国造豊忍別命」は播磨国造とされている。 がみえ、これが播磨鴨国造とみられている。これに対して飾磨郡安相 『播磨風土記』では賀毛郡楢原里条に「国造黒田別」 「国造」三例についても 『播磨風土記』では出雲・因幡などの国造については、 播磨国造と播磨鴨国造のべつなく単に 「播磨国造」 」とみてよいであろう。 「国造」 国 つまり と呼んでいる 造 許 麻 『播磨風 0) 名

れる史料であり、 の奥書にみえる氏族名は、 なお天平六年に播磨国賀茂郡既多寺でおこなわれた写経 総数六十五例中、 播磨国賀茂・神前郡周辺の豪族一覧ともいわ 「針間国造」(二十七例) のほかに山 『大智度論』

世に名乗った国造名とみるのが穏当であろう。名は、賀毛郡の西部域に拠点を有した山直氏がその居地の名に因んで後名はみられない(ほかに諸姓十三例・僧侶五例)。してみれば播磨鴨国造の(九例)、播磨直(六例)、佐伯直(五例)などがみえるが、鴨を名乗る氏族

盾しない。 ⑤ とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 が「国造許麻之女根日女命」に求婚している(『播磨風土記』賀毛郡楢原里 の「国造許麻之女根日女命」に求婚している(『播磨風土記』賀毛郡楢原里 をい。してみれば「国造許麻」(山直氏)の上級氏族であった山部連小楯が あったとみるのが自然であるう。これに対して明石国造と縮見屯倉との が国連を示す史料は皆無である。ちなみに播磨国の国造田が六町であることは、播磨明造の首然である。ところで とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛 とは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛

のである。その管理者としてそれらの豪族を「播磨国造」に任命したと考えられるその管理者としてそれらの豪族を「播磨国造」に任命したと考えられる範囲を支配しており、その範囲内に朝廷が八~九つのミヤケを設定して、すなわち播磨直や佐伯直、山直らが、ほぼのちの令制播磨国にあたる

一致することになり、この不自然さも幾分かは取り除かれよう。一国造」を基本としていたとすれば、クニの分布範囲と令制国の領域は然ではなかろうか」(篠川論文 七五頁)とされる。しかし国造制が「一国ずれも「クニ」と呼ばれ、「国」と表記されたとみるのは、いかにも不自ずれを「クニ」と呼ばれ、「国」と表記されたとみるのは、いかにも不自

命され、朝廷は使者(国司)を派遣してその収取にあたるという関係を想れ、それら朝廷領の総体がクニと呼ばれ、豪族がその管理者(国造)に任味するものではない。豪族の所領の内部にミヤケなどの朝廷領が点定さむろんこのことは、国造のクニがそのまま令制国へ変わったことを意

から国への変遷は系統的な関係のもとで捉えることができよう。して領域化されることによって、初めて令制国となったとみれば、クニ定するわけである。このような豪族の所領が令制国司制のもとで公領と

ていたという理解に導かれる。 と述べた理由のひとつは、 ものが令制の常陸国の国域にほぼ該当するという前提が未証明である。 頁)に導かれ、 が令制国としての常陸国の範囲に相当する、 の新治・筑波・茨城・ さて、 それを常陸国に及ぼしたからである。 『常陸風土記』「総記」を文字通りに読めば、 それぞれの建評記事からも、 那賀・久慈・多珂の六国造のクニを合わせた範囲 前節に述べた国造制の一般的な性格を踏まえ しかし私が 「六国造の支配地域を併せた という解釈」(篠川論文六七 国造のクニとクニとが接し 確かに「大化以

の史料にある。 ぬち (くにのうち)」とある。 便、分置多珂石城二郡」したという。 とあり、 国海上国造部内軽野以南一里、 さらに今ひとつの理由は、 また白雉四年に多珂国造と石城評造とが 『常陸風土記』 『常陸風土記』 香島・多珂郡条には、 那賀国造部内寒田以北五里、 「部内」「所部」の古訓はともに「く や Ë 本書紀』 「以所部遠隔、 大化五年に にみえるつぎ 別置神郡 割下総 往来不

の準備 騎部内之馬」、 得騎部内之馬、 している。 た。この時に朝廷は国司らに対して、「在国不得判罪」「以公事往来之時 いっぽう『日本書紀』をみると、これに先立つ大化元年八月に、 (造戸籍・校田畝) なお 「莫於任所、 得飡部内之飯」「莫因官勢、取公私物、 『日本書紀』 のために、 自断民之所訴」などと禁止事項を細かく指 の「部内」には古訓「くにのうち」 東国等国司が発遣されて任地へ赴い 可喫部内之食、可 が付さ 建評

過のおりに、朝廷は「朝集使及び諸国造ら」の報告を受け、違反例を挙ところがこの指示はしばしば守られなかったらしい。翌二年三月の功

事」「三国人所訴、有而未問」などを挙げている。不明還主、妄伝国造」、「取湯部之馬」、「判莵礪人之所訴、及中臣徳之奴不明還主、妄伝国造」、「取湯部之馬」、「判苑礪人之所訴、及中臣徳之物、其馬視之、復使朝倉君作刀、復得朝倉君之弓布」、「以国造所送兵代之物、其馬視之、復使朝倉君作刀、復得朝倉君・井上君二人之所、而為牽来げて国司を問責した。その際の問責事項として、「於百姓中、毎戸求索」、

ならない。 ならない。 ならない。 の管轄下にあったクニ(朝廷領)の内部に限定されていたとみなければ 説を関造・評造らにとってクニノウチ(部内・所部)というのは、その直 が侵してはならない「部外」とされていたことが知られる。すなわち国 が侵してはならない「部外」とされていたことが知られる。すなわち国 まら在地首長はもちろん国造や部民(田部・湯部)の私有物でさえ、国司 まらない。

ま い か® ない。 国の範囲に相当するという前提には検討の余地があると考えざるを得な 外」を想定しているかぎりにおいて、 国 てみれば、 いのである。またこのように国司国造の「部内」(クニノウチ)に限定し してみればまた、 したがって常陸の六国造のクニを併せた範囲がそのまま令制常陸 朝廷領 「朝廷領」という語もいっそう具体性をもってくるのではある (東国国司の「部内」) に限定されていたはずであり、 孝徳朝に我姫国を八国に分けたという場合の 令制の「常陸国」と同じものでは 常陸 部

単位としてクニ 領には古来、 朝廷所属民であったように、 は、 人間と土地とを二元的に捉えていた大化前代の国制 国造とそのクニは、 などさまざまな呼称と形態があったが、推古朝頃にはミヤケを構成 アガタ (国) ―コホリ (県)、ミタ 伴造とそのトモに対応する概念であり、 クニは朝廷領を指したと考えられる。 県) (屯田)、 制に統一された。 ミヤケ (屯倉・官家)、 (後述) にあって トモが コ ホリ 朝廷

例えば播磨国には八つないし九つのミヤケがあったが(縮見・益気・牛

る。 考慮に入れてもなお、 接していたとされる場合、 豪族の所領 ケとミヤケとが隣接していた可能性、すなわちその間に広狭の差はあ 川氏が、那賀と海上のクニ、茨城と那珂のクニ、久慈と多珂のクニが隣 散していて、 鹿 ・飾磨・枚方・多志野・越部・中川・川辺など)、 (非朝廷領) 纏まった領域を形成していたわけではない。 クニとクニとではなく、 が存在した可能性をすてることができないのであ 常陸国の特殊性 (一国七国造というごとき) を その構成単位であるミヤ それらは播磨の各地 したがって篠 に分

われる。
制下における朝廷の支配は点と点を結ぶ線のかたちで機能していたと思播磨国造(播磨直・山直・佐伯直)が配置されていた状況をみれば、国造野とを南北に結ぶ要衝に点々と設定され、縦横の幹道が交叉する地点に野との中倉群が、山陽道―出雲道を東西に結ぶ要地や、但馬と播磨平

る のである。 理解されよう。 方十二道」などと呼んだのも、 は ることができる。 狭日命の領域的支配とみるのでなく、ミヤケと道との関係として理解す 為道後」として多珂国を設定したという場合にも、 任した時 山河の峯谷に相続ければ、 (『常陸風土記』 『常陸風土記』多珂郡条に、成務朝ごろ建御狭日命が多珂国造として赴 0) こうした段階を踏んだのちに初めて達成されたとみることができ 上にコホリ 「以久慈堺之助河、 朝廷による全国的な領域 「所部遠隔、 総記)、 また「往来の道路は江海の津済を隔てず、郡郷の境堺 (点) 東国 を増置してゆくことによって初めて解決され 往来不便」(同・多珂郡条)という困難は、 直通の義を取りて」常陸国と名付けたとい 為道前 (吾姫ノ国) クニと道とのそうした関係を前提として (面的) (分注略)、 を「吾姫ノ道」「東方八道」 支配は、国造制によってでは 陸奥国石城郡苦麻之村、 これを多珂国造建御 道

[2] クニとコホリとの関係

はなく国司であったことが知られる。 波評」(藤原宮木簡115 加夜評」 ということを示す積極的な史料はなさそうである。むしろ「吉備道中国 制のもとではクニとコホリは上下の統轄関係に置かれていた。 クニの内部にコホリ いて考えてみたい。 (国司) — 評 つぎに第二点の、 (飛鳥池木簡88) (評造) 制が敷かれた大化―大宝間の状況をみると、 評制施行後の国 推古朝~大化前代のクニ(国造) などの例をみると、 (評) や「吉備中国下道評」(藤原京木簡)、 が建てられて評造が国造の管轄下におかれた (クニ) と評(コホリ) との関係につ 評を管轄していたのは国造で ―コホリ 「上捄国阿 しかし国 (県稲置 国造の

からも明らかであろう。 でも国家祭祀上のことであり、行政的に出雲郡治に関わったわけではなでも国家祭祀上のことであり、行政的に出雲郡治に関わったわけではな字郡を本拠とした出雲国造が出雲郡の出雲大社を造営したのは、あくまいて、篠川氏は出雲国造が出雲評を所管したことを示す事例とされる。いて、篠川氏は出雲国造が出雲評を所管したことを示す事例とされる。

部内寒田以北五里、 記されないのはそのゆえであろう。 は那賀国造の部内に編成された」(篠川論文六八頁)と解釈するのは、「別 香島郡条についても「割下総国海上国造部内軽野以南 (香島郡) の分立を意味しているとみるべく、 という文字からも困難である。 別置神郡」という表現は、 香島郡がいずれのクニの所属とも明 海上国・ 「新設の香島評がその 那賀国からの神 里、 那 珂国 後 造

いて、馬などの祓柱の供出が「国別国造」「郡司各」「戸毎」に課されて、また天武五年八月辛亥条の大祓(四方の大解除)の記事(後掲史料)にお

両者は同格に扱われていたとみられるのである。の出自の相違から優劣の身分意識はあったには違いないが、制度上では造)についていったものにすぎない。すなわち国造と評造との間には、そない。郡司各の「各」は、戸毎の「毎」と同様、分立した複数の郡司(評いるが、この史料は国造の配下に複数の郡司がいたことを示すものでは

る全国土の領域支配を完成せしめたということができる。 すなわち国境確定事業は国司・郡司制の整備と相俟って初めて朝廷によみて、ここにも前者から後者への段階的な展開を見出すのがよいと思う。 むしろ後者は、前者の実効支配の成立に継起して行われた施策ときる。 むしろ後者は、前者の実効支配の成立に継起して行われた施策とられるが、令制国司制の成立と国境確定とは切り離して考えることもでられるが、令制国司制の成立と国境確定とは切り離して考えることもでられるが、令制国司制の成立と国境確定事業(天武十二年十二月丙寅、同十三年なお篠川氏は天武末年の国境確定事業(天武十二年十二月丙寅、同十三年

また篠川氏は「孝徳朝における評制の施行は、クニを再編するとともまたる目標があったと考えられるのである。
また篠川氏は「孝徳朝における評制の施行は、クニを再編するとともまたる目標があったと考えられるのである。
また篠川氏は「孝徳朝における評制の施行は、クニを再編するとともまたる目標があったと考えられるのである。

め」、これらの田を「意伎田・出雲田・伯耆田・因幡田・但馬田」と呼ん伎・出雲・伯耆・因幡・但馬」の五国造を「播磨国に退ひて田を作らしミヤケについてみよう。『播磨風土記』飾磨郡条によれば、仁徳朝に「意まず大化前代の土地と耕作者との二元的関係が比較的明らかな播磨のまず大化前代の土地と耕作者との二元的関係が比較的明らかな播磨の

承を伝えている。 本を伝えている。 本を伝えている。 かのに がない。ちなみに飾磨ノ御宅は船場川(市川の旧本流)沿いの姫路市飾磨 でいては明らかにし難いが、飾磨区三宅の北に安相里があり、つぎの伝 で三宅が遺称地とみられている。この時に作られた五国造の田の所在に で三宅が遺称地とみられている。この時に作られた五国造に委ねられたに違 をはがない。ちなみに飾磨ノ御宅は船場川(市川の旧本流)沿いの姫路市飾磨 でいては明らかにし難いが、飾磨区三宅の北に安相里があり、つぎの伝 をはるであるう。また収穫した稲を収納するための施設として飾 本を伝えている。

りて国造豊忍別命、・より巡行せし時、道 に依り、安相里とす。 里と号ふ。もとの名は沙部と云ふ。 塩代田の佃は、但馬国朝來の人、到來たりてここに居れり。 此に依りて罪を赦しき。即ち、塩代田二十千代を奉りて名を有て 長畝川。 道すがら、 名を剥ぎとられき。時に、 土中中。 (下略)」 御冠を刺さざりき。 右、 安相里と称ふ所以は、品太天皇、 後に里名は字を改めて二字に注する 但馬国造阿胡尼命、 故に陰山前と号ふ。 故に安相 申し 但 馬

なみに越部里は、持統朝に三十戸で一里を編んだという小規模な集落でたもので、その耕作者は但馬国の三宅からの移住者であったという。ち越部里(旧名は皇子代村)は安閑朝に但馬君小津によって開発・耕営されによって耕営されたことが知られよう。越部ミヤケにおいても同様で、いずれにしても飾磨ミヤケは、五国造らが率いてきた山陰諸国の農民

あった

(揖保郡越部里条)。

が開発したものであったらしい。
は、川辺里の三家は応神朝に多駝里の地へ渡来した百済人らの子孫に徳朝に筑紫田部を呼んで開発させたと伝える。また神前郡多駝里条に揖保郡枚方里佐岡の地もミヤケの一つとみられているが、ここもまた

倉」は 造 あるまいか。 9 造 屯家」の設定と「田部」の設定とを書き分けている。 すでにそのことを示唆しており、『古事記』景行段はいっそう明確に 紀』景行五十七年条の「諸国に令して田部・屯倉を興つ」という記 土地と耕作民との二元的把握は播磨のみの特殊事情ではない。 (仁徳前紀)。これもまた播磨の諸ミヤケと同様に、 と耕作民の編成 (出雲臣之祖淤宇宿祢)が屯田司として経営にあたったという伝承をも 「御宇帝皇之屯田」として倭国造 (出雲国造) とが別々になされたことを示すものでは (倭直祖麻呂) 土地の提供 が管掌し、 なお「倭屯田 出 日 及屯

明十七年紀)。 は、 であろう。 紀)。これもまた田部や钁丁に妃らの名を付して「前迹を顕はしめ」たの 屯倉には あったが、のちに「河内県の部曲を田部と」したという。 丁春時五百丁、秋時五百丁」を奉った。これは季節労働による耕営法 嶋竹村屯倉では三嶋県主飯粒が土地を奉り、 というのも、 また春日皇女に「匝布屯倉を賜ひて妃の名を萬代に表す」(継体八年紀) 子のない妃たちのために屯倉を興し、 「毎国田部」 倭国高市郡の身狭屯倉では百済人や高麗人が田部とされた(欽 匝布屯倉に春日部を置いたことを意味するのであろう。 を、難波屯倉には「毎郡钁丁」を置いた 小墾田・桜井・ 大河内直味張が 茅渟山などの また安閑天皇 毎郡、

ている(大化二年の改新詔第一条・皇太子奏請文など)。このようにみてくる耕作民と、処々屯倉・処々田荘・其屯倉などの土地とが区別して記され孝徳朝の初期にも、子代之民・部曲之民・子代入部・御名入部などの

的なかたちであったとみられる。 土地と耕作民とをそれぞれに貢上して屯倉を機能させるというのが一般と、大化前代には有力豪族や首長たちが国造・県稲置などに任じられて、

はこの推定を裏書きする。 はこの推定を裏書きする。

田畝」 とある。「 雉四年立郡)にも類似の表現があり、同様に考えてよいであろう。 耕作民(三百戸)との一元的把握が達成されたことになる。 の分割があったとみられるとともに、「一里」はおそらくもとの史料には 以南一里、 である。『常陸風土記』をみると、大化五年に「下総国海上国造部内軽野 で初めて土地と耕作民とが一体のものとして編成されたと考えられるの ることを妨げるものではない。 や信太郡の場合は、「分置」とあってやや表現を異とするが、同様に考え いたはずである。 **「五十戸」とあったものと推定されるから、当然それには耕作者を伴って** しかし大化元年に東国と倭国へ国司 が行われたのちは、 「国造ノ部内ノ軽野ノ以南一里」という表現からは土地そのもの 一那賀国造部内寒田以北五里を割きて神郡を別置す」(香島郡条) してみれば香島郡 状況がことなってくる。すなわち大化の段階 (神郡) においては、土地 (使者) が派遣されて「造戸籍 行方郡条 (六里) と 多珂郡 台 · 校

再編しつつ、国造のクニのほかに多数のコホリ(評)を創り出していっ続きを経て、土地と人民を一元化し、在来のクニ・コホリ(県)を分割要するに大化改新では、朝廷領において、「造戸籍・校田畝」という手

たとみられるのである。

なお多珂郡条を石城郡設置の記事と考え、役職は「設置後の称呼を前 に遡らせて書いた」とする見方は津田左右吉氏(『津田左右吉全集』第三巻 に遡らせて書いた」とする見方は津田左右吉氏(『津田左右吉全集』第三巻 がよいと思う。

あるまいか。おり、香島・行方・多珂・信太四評に関する立評記事とみてよいのではいずれにしてもそれらの史料は、それぞれの郡条に掛けられていると

主たる機能もここに求められよう。すなわち朝廷領の設定と労働編成、ればならない。さらに当時の生産活動の基盤は水稲耕作にあり、クニのも先ず、その領域内に設定されたクニ(朝廷領)の運営にあったとみなけここで国造の職務内容についてふれておきたい。国造の職務は何より

国造とそのクニについて(再論)

関連施設の整備、 称せられたように、朝廷領を結ぶ「道」の管理もまた重要な任務であっ 収蔵などが職務の中心をなしたであろう。さらにまたクニが「道」とも (『常陸風土記』 総記・多珂郡条、 開発から耕作と収穫に至る管理、 『播磨風土記』 飾磨郡安相里条など)。 租税の徴収・貢進・

う軍編成がなされた (推古十年紀)。 征が計画されたときには「諸神部及国造伴造等并軍衆二万五千人」とい とともに百済へ遣わされた(敏達十二年紀)。将軍来目皇子による新羅遠 葦北国造阿利斯登は、 あげられる。その第一は軍事・外交にかかわるものである。 いた人であった。なお紀国造押勝は、 二十三年七月紀)などが知られ、また百済の朝廷に仕えた達率日羅の父火 して新羅と戦った筑紫国造某 これらは国造の恒常的業務とみられるが、さらに臨時の付帯的業務が 宣化朝に半島へ遣わされ長期にわたってその地に (欽明十五年十二月紀)、倭国造手彦 日羅招請のために吉備海部直羽嶋 半島へ出兵 (欽明

れているのをみても国造についてのみその軍事的役割を重視することは る くの臣連伴造らが関わっていたことが知られるのである。 できない。じっさいの軍事・外交に関する記事をみると、 恒常的業務とは言えず、 (篠川一九九六、一三四頁)。 [造制成立の契機として篠川氏は軍事的機能をとくに重視しておられ 推古朝の軍編成が「国造伴造等并軍衆」とさ しかし半島出兵にしても外交にしても国造 国造以上に多

倭国造ついで臣連伴造国造により貢上された宍人部(雄略二年紀) 造らに科して設置した御名代としての藤原部(允恭十一年紀)、皇后・大 女菟名子の場合は、 朝に倭国造が貢進した日ノ媛の例があるが、敏達天皇の夫人であった釆 れもまた国造独自の職務であったわけではない。例えば釆女では、 ミヤケの屯倉首クラスの首長であったらしい。また部の貢上では、 舎人・釆女の貢進および仕丁や部民の貢上がある。 父は伊勢大鹿首小熊という人で、 国造ではなく大鹿 ただしこ の例が 雄略

> ある。 また大祓における国造の役割が大きかったことが注目されているが、 第三に神事があるが、津田左右吉氏のいう国魂の祭祀は立証できない。 しかし部民設定における国造の関与は一 (なお後述)。 般的なものではない。

八

なくとも史料の上では天武五年を遡らない

3 朝廷領とその変遷について

こと)。これには大きく四つの段階を想定できる。 きたい(詳細は神崎一九九七、一九九九・ 最後に、第三点のクニ (朝廷領)とその変遷について簡単にまとめてお 三、一九九九. 九、二〇〇一、六参看

豪族を 内の複数の豪族が、 であったと考えられる。 合もあった(一国多国造制) **閑元年閏十二月条)。このミヤケ群がそれぞれ「播磨のクニ」「武蔵のクニ_** た武蔵国造は横渟・橘花・多氷・倉樔の四つのミヤケを管理していた 造制)。たとえば播磨国造は縮見ほかの八つ(ないし九つ)のミヤケを、ま の支配領域ごとにグルーピングして「クニ」と呼び、その管理者として 表面化したと思われる。そこで朝廷は、各地に散在する朝廷領を、 まに呼ばれていたが、朝廷領が増えるにつれて組織的な管理の困難さが には臨機に各地へ設定され、ミタ・ミヤケ・アガタ・コホリなどさまざ に与えた官職名で、豪族そのものを指す称呼ではない。 国造 「国造」に任じ、 は、 地方の有力豪族を地方官(クニの管理者)に任命したとき 輪番や協同で(ときには別個に)、 「国司(使者)」を派遣して管掌させた(一国 ただし卓越した豪族がいない地域では、 国造をつとめる場 朝廷領は、 初期

さらにクニは朝廷領(点)を結ぶ道 (線) としての機能をもち、 朝廷に

山古墳出土大刀、稲荷山古墳出土鉄剣の銘文など)。対内的に宣表されるようになる「治天下」の実態がこれであろう(江田船よる地方支配体制を表現していたとみられる。五世紀後半頃から対外的・

るのであろう。

おのであろう。

は、朝廷領の経営や舎人などとして出仕していたことを背景に物語られていた。

にそれらの技術・文化を取り入れることができたであろう。したがってにそれらの技術・文化を取り入れることができたであろう。したがっては、

はいっぽう在地豪族にとっては、朝廷領は新しい技術や文化の流入の門にのであるう。

識や自負が生まれたに違いないからである。 代替わりには彼等が帰郷して国造を継ぐ場合が多かったと見られ、そう しも造作とはいえない。国造の子弟は舎人として朝廷へ出仕し、国造の それゆえ『常陸風土記』総記に「各遣造別令検校」とある記述も必ず

相当程度に進展していたとみられる。にして、土を廓き畿を遐にす」と豪語したように、雄略朝頃にはすでに夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国。王道融泰正うした体制は、倭王武が「東は毛人を征すること五十五国、西は衆

伴造(トモ)制の整備が雄略朝ごろとみられていること、「臣連伴造国造」し二造(伴造・国造)を朝廷の機構のうえで対をなす官職とみた場合に、葉に国造制が成立したと考えておられる(篠川一九九六、一一七頁)。しかではない。篠川氏は、継体紀の筑紫国造や安閑紀の伊甚国造・武蔵国造ところで「国造」という官職名が用いられるようになった時期は明確ところで「国造」という官職名が用いられるようになった時期は明確

規模での国造制の成立と無関係とは考え難い。 た雄略朝に成立したと考えてよいと思われる。「治天下」の観念も全国的るという状況(神崎一九七二)を勘案すると、伴造制とともに国造制もま乱を契機に失脚して大連の地位を失い、かわって物部大連が台頭してくたとみられる大伴氏が、雄略朝初年に初めて大連になり、その後、磐井という連称が雄略朝の初年に初見すること、さらに伴造制の中核にあっ

第二段階

ではなかった。(大化二年三月甲申詔)とあるように、「首」は朝廷との関係を示すカバネ朝廷との直接の関係はなかったようである。村首に注して「首は長なり」創延との直接の関係はなかったようである。村首に注して「首は長なり、かれらは国造のもとで屯豪族の領域内には多くの自立的首長がおり、かれらは国造のもとで屯

に思う。

造制に大きな変革を迫ることになった。ら、在地豪族と中小首長層との間に軋轢が生じつつあり、このことが国ら、在地豪族と中小首長層との間に軋轢が生じつつあり、このことが国しかし、すでに別稿で述べたように、推古朝あるいはその少し以前か

すことになったであろう。これに対して朝廷は、国造制を温存しつつ、豪族と配下の中小首長層との対立は、朝廷領の運営にも障碍をもたら

した。 かつ中小首長層の上昇志向を先取りするかたちで、ふたつの施策を採用

これである。「臣連伴造国造諸百姓」あるいは「臣連国造伴造百八十部」という体制が「臣連伴造国造諸百姓」あるいは「臣連国造伴造百八十部」という体制が百八十部)として編成したことである。従来の「臣連伴造国造」に代わるひとつは、彼らにカバネを賜与して体制内に取り込み「百姓」(またはひとつは、彼らにカバネを賜与して体制内に取り込み「百姓」(または

には、旧来の国造制は過去のものとなりつつあったと考えられる。から、豪族(国造)と中小首長層(百姓)は、天皇に対する身分関係の上から、豪族(国造)と中小首長層(百姓)は、天皇に対する身分関係の上から、豪族(国造)と中小首長層(百姓)は、天皇に対する身分関係の上から和がれば中小首長層の直接的支配を及ぼすことが可能となり、地方支配の深たがのが、国造のとなりでは有姓者として同じ立場に立ったことになる。このことは朝廷からみがらが、国造のとなりつつあったと考えられる。

今ひとつは、百姓を県稲置(伊尼冀)として国造(軍尼)の下位に位置今ひとつは、百姓を県稲置(伊尼冀)として国造(軍尼)の下位に位置のない。

た政策方針と無関係ではあるまい。の「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」の編纂なども蘇我氏のそうし我氏主導による施策であった可能性がたかい。三蔵管理の伝承や推古朝ちなみにこのタテ系列の組織化は、クニの経営の建て直しを狙った蘇

0

第三段階

屯倉、 別…」という構文とみて、 罷めよ」と読むべきであろう (神崎一九九九: 訓解するかという点にも問題を残している。むしろこの部分は 廃止する理由はなさそうである。また第一条の「別」という文字をどう れていない大化の段階で、 二○○一、七○頁)と解釈されている。しかしいまだ体系的な法制が布か 即ち旧来の部の制度と屯倉や田莊の全面的な廃止を命じたもの」(鎌田 造国造村首所有部曲之民・処々田莊」という条項については、 「新たな律令制的支配の基礎となる「公地公民制」の創出を述べたも 改新詔第一条の「罷昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉、 及び別ちて臣連伴造国造村首の所有る部曲之民・処々田莊たるを 「昔在ノ天皇等の立てたまへる子代之民・処々 公地公民制の確立のために屯倉や子代之民を 九。 及別臣連伴 般には

自階層にほかならない。

(さである(神崎一九九九.九)。なおここに「村首」というのが百姓の出民)のうちの、臣連伴造国造村首らに侵食され横領された部分と解する民)のうちの、臣連伴造国造村首らに侵食され横領された部分と解するの人民や土地を指すのではなく、朝廷領の土地(屯倉)・人民(子代之)をいるように豪族の私

あったと考える(神崎一九九九・ を分立させて評造を任命し、 うちの国造の直轄下にあった部分を除いては、 斂を防止するために、 行政上対等の地位を与えようとした。これが大化改新の基本的課題で 造戸籍・校田畝」を通じて朝廷領を本来のかたちにもどすこと(いわば 改新政 朝廷領侵害の元凶であった国司・ 推古朝以来の国造―県稲置の制度を廃し、 国造と評造をともに国司の管轄下に置いて 九)。すなわち大化改新の主たる目標は 国造の管理下から 国造による百姓 評 0) 収

朝廷領の復古)にあったと考えられるのである。

資格の裾野を拡げていたことが知られるのである。

「大化五年~白雉四年には無官のトモにまで評造任官長(トモ)であった。大化五年~白雉四年には無官のトモにまで評造任官に、その数年後には百姓層にまで拡張されたらしい。たとえば『常陸、大が、その数年後には百姓層にまで拡張されたらしい。たとえば『常陸、大化五年登)を信太評(白雉四年立評)は、クラが建てた香島評(神評、大化五年立評)や信太評(白雉四年立評)は、クラが建てた香島評(神評、大化五年~白雉四年には無官のトモにまで評造任官長(トモ)であった。大化五年~白雉四年には無官のトモにまで評造任官長(トモ)であった。大化五年~白雉四年には無官のトモにまで評造任官といる。

施策が天武末年に行われたことによっても裏書きされよう。施策が天武末年に行われたことによっても裏書きされよう。をのことはてきたと言うことができる。そのことは、国境確定というめて現実化してきたと言うことができる。そのことは、国境確定というがるならば朝廷による全国的領域支配への展望は、評制の進展の中で初少なくともその一部はこの種の新設の評(郡)ではなかったろうか。と少なくともその一部はこの種の新設の評(郡)ではなかったろうか。と少なくともその一部はこの種の新設の評(郡)ではなかったろうか。と少なくともその一部はこの種の新設の評(郡)ではなかったろうか。とかて現実化してきたと言うことができる。そのことは、国境確定というめて現実化してきたと言うことができる。そのことは、国境確定というめて現実化してきたと言うことができる。そのことは、国境確定というが、評している。

とになった。これまで国造を仲介として朝廷の政治に関わってきた百姓このように大化の新方式は、朝廷にとって予想外の結果をもたらすこ

時、 の時点であらわれていたが、 傾向は「若有求名之人、元非国造・伴造・県稲置、 の人々に対してもそれに与る可能性を示したと推測される。このような ではあるまいか。 に非ざる」部外の首長たちが雪崩をうって評制のもとへ参入してきたの で朝廷と直接の関係を持たなかった豪族の一族や中小首長たち 盤の強化にも大きな意味をもったであろう。そしてこのことは、 たわけである。このことは上昇志向をもつかれらの在地首長としての基 にとっては、立評を通じて初めて朝廷 領此官家、 治是郡県」(大化元年八月条)とあるように、すでに大化 評制の進展につれて (国司)に直接結び付く道が開 「国造・伴造・県稲置 而輙詐訴言、 自我祖

がある。 令下においてクニ・評を評へ一本化する方向が打ち出されていた可能 と評の名とが一致する例が、 造よりも評造のほうが格が低いと受け止められたであろう。 は前代の県稲置の系譜を引くものであり、 昌元年)に那須評督を拝命したことが知られる。また一般的にもクニの名 国造追大壱那須直韋提、評督被賜云々」とあり、那須国造が持統三 い。ところが那須国造碑には「永昌元年己丑四月、 国造が評造となる場合は「降格」されたという意識が生じたかも知れな ところで国造と同じく国司の直接の管轄下に置かれたとは言え、 (米田一九七六、九五頁) があり、これらを勘案すると、 持統朝の浄御原令施行期に集中するという そうした関係からみれ 飛鳥浄御原大宮那須 すでに浄御原 だとすれ 評造 玉

第四段階

な手法を採用して、クニ・評の郡への一本化をすすめた。これにより地造を郡司に任命するとともに、評造をも郡司に「昇格」するという新た大宝令の施行にともない朝廷は「評」に替えて「郡」号を採用し、国

1.。 任用の優先権を国造に担保させ、新令にはこれを「注」として書き添え 方支配の裾野を一気に拡大しようとしたとみられる。その場合に、郡司

用同者、先取国造。」(選叙令郡司条)為主政主帳、其大領外従八位上、少領外従八位下叙之。其大領少領、才為王政主帳、其大領外従八位上、少領外従八位下叙之。其大領少領、功能職、工書計者、「凡郡司、取性識清廉、堪時努者、為大領少領、強幹聡敏、工書計者、

この「注」について「古記」はつぎのように注釈する。

造者一国之内長、適任於国司、郡別給国造田、所以任意補充耳」任、以外雖国造氏不合。問、不在父祖所任之郡、若為任意補任。答、国「先取国造、謂必可被給国造之人、所管国内、不限本郡非本郡、任意補

郡司への任用は不可とされた。 造氏不合」とあるように、 義とみるのが妥当と思われる。 場合が想定されているわけで、さすれば ち「国造之人」が本郡の郡司以外に他郡 果たしてここでも「所管国内、 を指すとみられている(米田一九七六、七一頁。 が国造ノ氏を指すのか現任国造を指すのかが問題で、一般には現任国造 に任用されているのはその一例である。ただしこれに続けて「以外雖国 と非本郡に限らず郡司に補任してよいという意味に解せられる。すなわ の一文は、所管の国内であれば、本郡(すなわち現任国造が郡司となった郡 九九六、三〇七頁)。しかし国には複数の郡が所属するのが常態であり、 文章は難解で、誤字説もあるが今は採らない。 まず前半の「国造之人」 (大領・少領) のほか、楯縫郡 所管の国 不限本郡非本郡、 たとえば出雲臣が、 (大領)、 「以外」では、 (非本郡)の郡司にも任用される 飯石郡・仁多郡 「国造之人」は 磯貝一九七八、七頁。 任意補任」とある。 国造ノ氏であっても 本郡とみられる意字 「国造ノ氏」の (少領) で郡司 篠川

について任意ノ補任が可能かどうか)という問いに対しては、国造は「一国また「不在父祖所任之郡、若為任意補任」(父祖が任じられた郡以外の郡

国造之氏がそれであろう。と答えている。なおこの国造ノ氏は大宝二年に『国造記』に載せられたも国造ノ氏であれば国造田の支給は可能であり、「任意ノ補充」ができるで)国造田が郡ごとに設定されているから、「父祖所任之郡」以外の郡で之内長」(所管国内の長)であり、「適に国司に任ねて」(国司の差配のもと

いう方向付けが与えられていたのである。 民無両主、 もとにおいてさえ、 う国内事情をも考慮すべきではあるまいか。すでに推古朝の国―県制 る背景には、 また正史の類を含めた公文書全般に亙って執拗に 国際的契機が想定されている(関口一九七三・米田一九七六など)。 制が完成する。 さらに和銅・養老年間を中心に郡の分割再編がおこなわれて、 率土兆民、以王為主、 天皇のもとにおける国造と百姓層との身分意識の解消とい かかる評から郡への変化の背景には、 国司・国造と百姓との対立をめぐって 所任官司、皆是王臣」(憲法第十二 郡 主たる要因として 字へ統 国 一して 非 律令郡

本は 解除、 性が失われたのではなかろうか。 時、 賜与のほかには、大祓 のクニにおける重要な祭儀であったのが、クニの解体とともにその重要 (馬・布・奴婢など) 造主導のように記されているから、 として初見し、 鹿皮一帳・钁一 大祓との関係は、 ところで、 国造等各出祓柱奴婢一口、而解除焉」とある。これらの史料では 「諸国大祓」 用物則国別国造輸、 令制下の国造については、 ついで「(天武十年七月) 口・刀子一口・鎌一口・矢一具・稲一束。 『日本書紀』に「(天武五年八月)辛亥、詔曰、 すなわち「国之大祓」(仲哀記)にあり、 が祭祀の中心をなしていたのかも知れない。 (大解除) 祓柱馬一匹・布一常。以外郡司、 に関する記事があるのみである。 しかし神祇令大祓条では「凡六月十二 遡って大化前代には、 丁酉、 郡司任官の優先規定と国 令天下、 悉大解除、 且毎戸麻 もともと国 国造の祓柱 各刀一口 四方為大 大祓の基 造田 国

国者、 並以牧馬充之」とあり、「国造無き国」の規定さえつくられるようになる 殿において臨時の大祓が行われた(『続日本紀』大宝二年二月・三月条)。 社に大幣が班賜された際には、 国造の役割は付け足しのように記される。 皮一張、鍬一口、 のである かしさらに降って延喜民部式下大祓馬条では「凡諸国大祓馬、若無国造 日大祓者、 以正税買用、 (神崎二〇〇一、三〇頁)。 中臣宣祓詞、 中臣上御祓麻、 及雑物等、 其價不得過五十束、 卜部為解除。 戸別麻一条、 諸国の国造らが急ぎ駆り集められて大安 東西文部上祓刀、 凡諸国須大祓者、 但太宰府及肥前肥後日向三国 なお大宝二年に畿内及七道諸 其国造出馬一疋」とあって 読祓詞、 毎郡出刀一口 訖百官男女、

恩恵をもたらしたのであろう。

図恵をもたらしたのであろう。

図恵をもたらしたのであろう。

図恵をもたらしたのであろう。

図恵をもたらしたのであろう。

図恵をもたらしたのであろう。

図恵をもたらしたのであろう。

の恵をもたらしたのであろう。

の恵をもたらしたのであろう。

の恵をもたらしたのであろう。

西二〇一一)。 ついて、制度と現実との乖離という観点から新しい見方を提示された(寺ついて、制度と現実との乖離という観点から新しい見方を提示された(寺なお最近、寺西貞弘氏は、令制下の国造(いわゆる新国造=律令国造)に

する神祇体系の、地方における執行責任者であった」とされる。さらに全国各地の国造によって執行されたもの」であり、「国造は天皇を頂点ととみたうえで、「祈年祭のみならず、神祇令に規定するすべての祭祀が、寺西氏は、大宝二年二月十三日条の記事(後掲)を祈年祭に関する記事

と述べておられる。 祇祭祀以外に「国造軍の系譜を引く軍団にさえも強い影響力を持った」いては、それのみにとどまるものではなかった」と評価し、たとえば神いたは、それの教行を職掌とする国造ではあったが、実際の地方社会にお

を積み重ねるほかないのが立論の弱点といえばいえよう。(すなわち地方豪族としての領域)であって、奈良時代後半の律令制度の弛しかも国造の管掌範囲は、国司の「国」ではなく旧国造時代の「クニ」しかも国造の管掌範囲は、国司の「国」ではなく旧国造時代の「クニ」

いる(田中一九八五。西宮二〇〇四、三六七頁)。 しているが、その意味するところは「幣」「幣帛」と同じものとみられてにはみえないが、『続日本紀』では大宝元年および同二年に集中してみえる。ちなみに「大幣」については、「古記」は天皇即位礼に関わる幣帛とる。ちなみに「大幣」については、「古記」は天皇即位礼に関わる幣帛としかしまた、その立論の出発点となった大宝二年二月十三日条の記事

よう。 以下、「造大幣司」の設置とそれにつづく「大幣」の関連史料を掲出し

- 位下引田朝臣尔閇、為長官。(ア)(大宝元年十一月)丙子、始任造大幣司、以正五位下弥努王、従五
- (イ) (大宝二年二月庚戌) 是日、為班大幣、馳駅追諸国国造等、入京。
- (ウ) (大宝二年三月) 己卯、鎮大安殿大祓、天皇御新宮正殿斎戒、惣頒
- (エ)(大宝二年四月)庚戌、定諸国国造之氏、其名具国造記

幣帛於畿内及七道諸社。

供神事、勿令濫穢、又在山背国乙訓郡火雷神、毎旱祈雨、頻有(オ)(大宝二年七月)癸酉、詔、伊勢大神宮封物者、是神御之物、宜准

徵験、宜入大幣及月次幣例。

はあるまいか)。
これによると、(イ) 国造召集の命令が発せられた一ヶ月後の三月己卯に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(カ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(カ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。

た、というのであろう。 清浄となった大安殿において畿内及七道諸社への班幣が無事に執行され皇が新宮正殿で斎戒している間に、国造らにより大安殿の大祓が行われ、皇が新宮正殿で斎戒している間に、国造らにより大安殿の大祓が行われ、(ウ)天すなわち(ア)造大幣司が設けられて間もなく、(イ)大幣を班つため

ならない。 る事由は、大幣班布の斎場とされた大安殿の大祓にあったとみなければる事由は、大幣班布の斎場とされた大安殿の大祓にあったとみなければ行われたのであって、国造らへ班賜されたのではない。国造召集の主た文脈を辿れば明らかなように、大幣の班布は畿内及七道諸社に対して

とすればその後どのように処遇されたかは分からない。とすればその後どのように処遇されたかは分からない。おそらく大蔵のために国造に召集をかけ、これを好機として、集めた国造について「国造之氏」を定めて台帳を作成し、のではあるまいか。おそらく大蔵のために国造に召集をかけ、これを好機として、集めた国造について「国造之氏」を定め「国造記」に登載した。この経過をみると、「国造記」は、文氏」を定め「国造記」に登載した。この経過をみると、「国造記」は、文氏」を定め「国造記」に登載した。この経過をみると、「国造記」は、文氏」を定め「国造記」に登載した。この経過をみると、「国造記」は、文氏」を定め「国造記」に登載した。

おそれる。あわせてご寛赦いただきたい。した怠慢を改めてお詫びするとともに、本論の行間に非礼のあることを「篠川賢氏から小論についてご批評頂いたのち、六年もの空白期を費や

四

注

- ① 『和名類聚抄』所載の令制国名とくらべると、筑前、出羽(和銅五年成① 『和名類聚抄』所載の令制国名とくらべると、筑前、出羽(和銅五年成 とがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 とがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 とがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 ととがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 ととがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 ととがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 ととがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。 ととがほぼ疑いないのでここには取り上げていない。
- 事というほかない。その点はしばらく措くとしても、新国造として新野直 詔や律令などの一片の法律や政策によって、百数十年続いた国造の在地豪 度は廃止されて評(郡)制へ切り換えられたといわれている。しかし改新 多様な意味があるとされ、大化改新詔(あるいは律令)により旧国造の制 吉氏があげる国造の殆どは旧国造の範疇におさまるものである。したがっ 軍事力の基盤のひとつが「国造軍」にあったとすればそれはもはや不可能 て朝廷はかなりの軍事力を全国に展開しなければなるまい。しかも当時 あったとは到底考えられない。豪族の抵抗は必至であろうし、それに備え を評造に任命し、さらに一斉に郡制へ切り換えるなどということが可能で 族としての領有権を否定し、その支配地域を分割して国造出身者でない者 て国造は基本的にすべて旧国造 篠川氏と同様に私も新旧国造の別を認めない。一般に「国造」について 旧国造、 旧国造の後裔、 新国造、 (およびその氏) であり、大宝二年にそれ 新国造の氏 (国造氏)、 国造姓など

ことは、すでに小論三三頁でものべたところである。央官人がその地位を利用して国造に新任されるという新事態が頻発したなお『国造記』以後にも、郡司任用への国造優先規定にあずかるために中らの国造(およびその氏と氏上)が『国造記』に登載されたと考えたい。

- ④ 賈毛郡西邪彧(まま現玍の加西市彧)よ、東邪彧(まま現玍のト野市・ 頁。松本一九九〇、吉田一九九五、一七頁。篠川一九九六、三八九頁など。 ③ 西川一九六六、一九〇頁。井上一九七〇、七九頁。西川一九七五、一〇〇
- の地域をなす。① 関毛郡西部域との間には地形上大きな障碍がなく、ひとつづき川水系)と質毛郡西部域との間には地形上大きな障碍がなく、ひとつづき川水系)と同じ加古川水系に属しながらも、その間を青野ヶ原台地に加東市域)と同じ加古川水系に属しながらも、その間を青野ヶ原台地に倒 賀毛郡西部域(ほぼ現在の加西市域)は、東部域(ほぼ現在の小野市・
- ⑤ 『釈日本紀』には「播磨風土記曰」として爾保都比売命の話があり、霊の、それらはいずれも新羅国からの正式の国使を指す場合に限られていな。しかし実はこの話を『播磨風土記』明石郡条の逸文とすべき理由はいる。しかし実はこの話を『播磨風土記』明石郡条の逸文とすべき理由はが、それらはいずれも新羅国からの正式の国使を指す場合に限られている。
- る。 ⑥ 八木充氏は播磨の屯倉として縮見・益気・川辺・牛鹿・飾磨・枚方・越
- ば、国司の「国」の下に国造の「クニ」があったという明証はみあたらなやその同族贄を所管したというやや曖昧な関係(白雉元年二月条)を除けに関わる木簡資料によって確認されるが(後掲)、穴戸国司が穴戸国造首状態は確かに不自然である。国司の「国」の下に「評」があることは評制⑦ 制度としてみれば、国司の「国」の内部に国造の「クニ」があるという

う措置がとられたとみるのがより自然のように思われる。 されたと考えたほうがよさそうにも思われる。ただしそう考えた場合に は、例えば『常陸風土記』多珂郡条において、白雉四年に多珂国造ど石城 は、例えば『常陸風土記』多珂郡条において、白雉四年に多珂国造が多 再造とが「多珂・石城二郡を分置」したというのは、たんに多珂国造が多 に国造の「クニ」の名と評の名とが一致する例が浄御原令時代に集中する に国造の「クニ」の名と評の名とが一致する例が浄御原令時代に集中する に国造の「クニ」の名と評の名とが一致する例が浄御原令時代に集中する という指摘(米田一九七六、九五頁)を踏まえていえば、少なくとも大化 という指摘(米田一九七六、九五頁)を踏まえていえば、少なくとも大化 という指摘(米田一九七六、九五頁)を踏まえていえば、少なくとも大化 という指置がとられたとみるのがより自然のように思われる。

- (鎌田二〇〇一)。そうした広汎な意味をもつ「クニ」という認識は得ば無田二〇〇一)。そうした広汎な意味をもつ「クニ」という言葉が、国司国造の「国」に対応する語として用いられることにより、すなわち一般語 国造の「国」に対応する語として用いられることにより、すなわち一般語 なったからといって、その段階で全国土の領域支配が達成されていたと考 なったからといって、その段階で全国土の領域支配が達成されていたと考 なったからといって、その段階で全国土の領域支配が達成されていたと考 なったからといって、その段階で全国土の領域支配が達成されていたと考 なったからといって、その段階で全国土の領域支配が達成されていたと考が、国司 (鎌田二〇〇一)。そうした広汎な意味をもつ 「クニ」という言葉が、国司 (鎌田二〇〇一)。そうした広汎な意味をもつ 「カストラー」という認識は得 というというである。

として「国司」「守・介」と呼ばれたのである。古風土記にみられるこう 磨郡貽和里条の「国司」生石大夫もその一例とすれば、かれらは令制国司 釆女朝臣 年頃に『常陸風土記』を編纂した「常陸国司」(総記)をはじめ、 と呼ばれたと考えられるのである。ところが大宝令以降になると、霊亀元 準じて考えることができよう。 つまり大宝令以前には国司は「(国之) 宰 里条)には、庚寅年 夫と同一人である可能性が高い。 麻・率助道守臣壱夫・御目代大伴沃田連麻呂」とある「宰率助」道守臣壱 の性格を色濃く保持していたと考えてよいのではあるまいか。 百済南典・「介」上毛野堅身(和銅六年)、『備中風土記』 のほかに年紀不明ながら播磨国の「宰」田中大夫(揖保郡大家里条)や 之)宰」と呼ばれて、いまだ国造のクニへの派遣官(ミコトモチ)として した名称の変化に意味があるとすれば、大宝前代には国司は一般に「(国 石川朝臣賀美(天平六年)などがみえ、年紀不明ながら『播磨風土記』 (久慈郡助川駅家条)、「国宰」川原宿祢黒麻呂(多珂郡条)などもこれに 『常陸風土記』の「国宰」當麻大夫(行方郡男高里条)、「国宰」久米大夫 (香島郡高松浜条、慶雲元年)、『美作風土記』逸文の「備前守 (持統四年)の播磨国の「宰」上野大夫がみえる。 また飾磨郡少川里条(および揖保郡越 一逸文の「国 国司

- ③ このとき贖罪が発生した経緯はつぎの通り。文中の「道すがら、御冠を

語っている。

「刺」と同じである。御冠は『播磨風土記』では御蔭とも書き、境界標のことである(『播磨風土記』託賀郡法太里条など)。すなわちき、境界標のことである(『播磨風土記』託賀郡法太里条など)。すなわちが、意味は「刺」と同じである。御冠は『播磨風土記』では御蔭とも書刺さざりき」とある「刺」は、原文は手へんに「徴」という文字を用いる

解釈(小論二○~二四頁)についてその感が深いので改めて記しておきた ころを郡と書いたために論旨がかえって複雑になった。とくに多珂郡条の 多珂国造石城直美夜部·石城評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部 城郡苦麻之村、為道後。其後、至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世癸丑年、 多珂·石城所謂是也。風俗説云薦枕多珂之国)。建御狹日命、當所遣時、 体、以為峯険岳崇、因名多珂之国 穂宮大八洲照臨天皇之世、以建御狹日命、任多珂国造。 クニの分註に「今多珂石城所謂是也」とし、石城郡に註して「今存陸奥国 陸国多珂郡となったと考えられる(『常陸風土記』が建御狭日命の多珂 た。さらに、のちに改めて多珂評と多珂のクニとを併せたものが令制の常 附近、多珂郡衙推定地)と石城評から多珂評(中心は菊多附近)が分離し 代と美夜部の時代とでは、同じく多珂のクニといっても広狭の差が生じて のみが多珂のクニとなっていたと考えられる。したがって建御狭日命の時 はいわき市平附近、磐城郡衙推定地)として分立し、 前)とあるのは初期(建御狭日命の時代すなわち成務朝)のことで、大化 る。このなかで多珂のクニの範囲について、苦麻村(道後)―助川(道 遠隔往来不便、分置多珂・石城二郡(石城郡、 以久慈堺之助河、為道前(去郡西南三十里、今猶、称道前里)、陸奧国石 い(論旨には変更はない)。『常陸風土記』 わち大宝令制下とみられる)。このように令制下では菊多以南が常陸国と いたことになる。そして白雉四年の段階で多珂のクニ(中心は高萩市手綱 二年以降・白雉四年以前の段階では北部(苦麻村―石城)が石城評(中心 多珂郡条について、さきの小論では史料の文字を尊重して評とすべきと が内」というのはこのことであろう。 (謂建御狹日命者、即是出雲臣同属。 今は 多珂郡条に「古老日、斯我高穴 今存陸奥国堺内)。」とあ 『常陸風土記』 南部(菊多—助川 兹人初至、歴験 編纂時すな

たと考えてよいのではなかろうか。の令制石城国の範囲こそ、石城国造の在地首長としての本来の領域であっ北・阿武隈川以南の地域が石城国(令制国)として分立する。おそらくこされ、石城以北が陸奥国とされたが、さらに養老二年にいたり、菊多以

- う高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布の「六つの御県」にあたり、 降の『日本書紀』にみえる「県」の史料のうち、県稲置(大化元年八月庚 みるべきであろう。また「県(コホリ・アガタ)」については、孝徳紀以 ようにはみえず、ミタ・ミヤケのみが朝廷領ではないことからみてると る。ところが中央においてミタ・ミヤケを専管する機関や仕組みがあった である。したがってミタ・ミヤケは朝廷領として位置付けるべきだと考え によって運営されていたとみられるが、推古朝以降にクニの下部組織へ編 みることができる。また倭国六県(大化元年八月庚午)は祈年祭祝詞にい ホリと訓みクニの下部組織「県」とみ、それらの多くは評へ再編されたと 午)や国県(大化元年九月甲申・大化二年八月癸酉)などの「県」は、コ しろミタ・ミヤケは「クニ」の構成要素のもっとも重要な部分であったと い。経済を別個にするほど皇室と朝廷とが分離していたとは考え難いから のであろう(天武元年紀の高市郡大領高市県主許梅)。 「ミヤケ制」というごとき組織立った体制があったとも考えられない。 ミタやミヤケを「皇室」の経済的基盤とする見方は必ずしも正しくな (推古三十二年紀の葛城県)、さらに大化改新後は評へ再編された
- など参照。 『治天下』の観念については、篠川一九八八、西嶋二〇〇二、仁藤二〇〇四

- ものではなく、見方の違いというべきであろう。 之国造、亦定賜国々之堺、及大県小県之県主也」(成務記)などとあって、 日縦、南北為日横、山陽曰影面、山陰曰背面」(成務紀)、「定賜大国小国 稲置、並賜盾矛以為表、則隔山河而分国県、随阡陌以定邑里、因以東西為 及稲置・県主也」(景行記)などの記事がそれである。 其別王之苗裔焉」(景行四年紀)、「七十七王者、悉別賜国々之国造亦和気 たえる。「七十余子、 在地豪族を地方官に「任用」したと伝えている。しかしこれらは矛盾する 国郡之首長、是為中区之蕃屏。五年秋九月、令諸国以国郡立造長、県邑置 は、「四年春二月、(中略)国郡立長、県邑置首、即取當国之幹了者、 国造など地方官の任命については、景行記紀は王族の「派遣」伝承をつ 皆封国郡、 各如其国、 故當今時、 謂諸国之別者、 しかし成務記紀に
- は、百八十部」は倭語、「百姓」は漢語で、制度的には同じ階層を指すとみ での効率性をたかめようとした可能性がある。
- 「大化二年立評のとき「爾時因幡国為一郡、橋国伊福部臣古志」によれば、大化二年立評のとき「爾時因幡国為一郡、大評、播磨国宍禾評、伊勢国飯野評など」、(オ)県(コホリ)が評となったとみられるもの(伊勢国度会評・多気評)、(カ)アガタが評となったとみられるもの(伊勢国度会評・多気評)、(カ)アガタが評となったとなったとみられるもの(伊勢国度会評・多気評)、(カ)アガタが評となったとなったとみられるもの(伊勢国度会評・多気評)、(カ)アガタが評となったとなったとみられるもの(伊勢国度会評・多気評)、(オ)県(コホリ)が評となったとかられるもの(伊勢国度会評・多気評)、(オ)県(コホリ)が評となったとかられるもの(伊勢国度会評・分気評)、(オ)県(コホリ)が評となったとのたと考えられる。これらのうち(イ)の因幡国水依評(ク)のにかに、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のはいことでは、(イ)のは、(

ば大和国高市評(和邇部氏系図)・所布評(藤原宮木簡)なども同様に高 文』によると、川内国志貴評(朱鳥元年丙戌)は志畿大県主(古事記)や 帳』)。(カ)の河内国志貴評については、『僧宝林敬造金剛場陀羅尼経願 になって多気評の四ケ郷を割いて飯野評が設けられた(『皇太神宮儀式 朝に度会・竹(多気)にそれぞれ十ケ郷を以てミヤケを設けたとあって、 とが知られる。のち斉明四年に水依評は高嶋評と改名したが、この時に 更無他郡」であったというから、因幡のクニからまず水依評が分立したこ を指すという説のほか、笠は丹後国加佐郡を指すとする説がある。 頁)。(ク)の笠評については、『法隆寺蔵金銅観音菩薩造像記』に、白雉 遣と同じ内容をもつ国家的事業に属したこと、それによって越ノ蝦夷に対 は蝦夷の評がある。斉明朝の阿倍比羅夫の「北征」が大化の東国国司の派 ガタの評への再編の時期を示唆するものであろう。(キ)新設の評として の一致が孝徳朝~天智朝に多く見られるのは(米田一九七六、九五頁)、ア 市県主・添県主との関連が考えられよう。ちなみにアガタの名と評の名と 志貴県主(宝亀二年造寺所公文)のアガタに由来するとみられる。さすれ まず度逢県が二評に分割されたことが知られるが、そののちさらに天智朝 評が分立した可能性がある。 また(エ)の伊勢国飯野評については、孝徳 して建評が行われたことについては別稿で述べた(神崎一九八八、一四 二年に笠評ノ君の存在が知られる。ただしこれについては吉備の笠臣国造 作高草郡」というから、水依評の改名と同時に法美・邑美二

- ○新野直吉『国造と県主』至文堂一九六五.四
- ○西川宏ほか「瀬戸内」『日本の考古学 古墳時代上』河出書房一九六六:
- ○井上光貞『大化改新』弘文堂一九七○.
- ○神崎(和田)勝「『安閑・宣化―欽明二朝対立』説の再検討」日本史論叢 第1輯一九七二: 三
- ○関口祐子「「大化改新」批判による律令制成立過程の再構成(上)(下)」 日本史研究一三二・一三三号、一九七三. 三、一九七三. 六
- 『研究史 国造』吉川弘文館 一九七四:

- ○西川宏『吉備の国』学生社一九七五:
- 『郡司の研究』法政大学出版局一九七六:
- ○磯貝正義 『郡司及び釆女制度の研究』吉川弘文館一九七八
- ○佐伯有清 考篇所収、吉川弘文館一九八四.三 「『因幡国伊福部臣古志』の研究」『新撰姓氏録の研究』 索引・論
- ○田中卓「造大幣司―「祈年祭」の成立―」『田中卓著作集5壬申の乱とそ 研究』1-2、一九五四. 二であるが、論旨に変更がある)。 の前後』国書刊行会一九八五.九(初出は田中卓「造大幣司」『続日本紀
- ○篠川賢「鉄刀銘の世界」九二頁『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉 川弘文館一九八八.二。
- ○神崎 勝「阿倍比羅夫と日本海沿岸部の防衛」古代日本海文化14号 一九八八. 十二
- ○松本岩雄「山陽」『古墳時代の研究』10 雄山閣 一九九〇
- ○吉田晶『吉備古代史の展開』塙書房一九九五.
- ○篠川賢『日本古代国造制の研究』吉川弘文館一九九六:
- ○神崎 勝「十七条憲法の構造とその歴史的意義」立命館文学第五五○号、 一九九七.六
- ○神崎 勝 「百姓制の成立とその展開―七世紀における新興首長層の編成―」 立命館文学第五五九号、一九九九、三
- ○神崎 勝「大化改新の根本問題について―津田左右吉の改新研究に学ぶ
- (一) —」立命館文学第五六一号、一九九九:
- ○鎌田元一『律令公民制の研究』塙書房二○○一:三
- ○神崎 勝「国造とそのクニについて―津田左右吉の改新研究に学ぶ(二)
- —」立命館文学第五七〇号、二〇〇一. 六
- ○西嶋定生「4―6世紀の東アジアと倭国」『西嶋定生東アジア史論集』第 四巻四二頁 岩波書店二〇〇二.八(初出は一九八〇)
- ○仁藤敦史「ヤマト王権の成立」『日本史講座 第一卷 国家の形成』東大出版会二〇〇四.五、一二八頁。 東アジアにおける
- 『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房二〇〇四.十一
- . 「奈良時代の国造」 『日本歴史』 七五七号、二〇一一. 六
- (妙見山麓遺跡調査会監事